

運用報告書の適正性に関する確認書

2020年2月19日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 大阪市北区茶屋町19番19号

不動産投資信託証券発行者名 阪急阪神リート投資法人

(コード: 8977)

執 行 役 員

代表者の役職・氏名
(署 名)

白木義章

当投資法人の執行役員である白木義章は、当社の2019年6月1日から2019年11月30日までの第29期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと資産運用報告の作成等、開示に係る業務について資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

本投資法人の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人（以下「会計監査人」といいます。）です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社は資産運用報告の原案を作成し、法律事務所による確認及び会計監査人による監査を受けた後、監査報告書とともに本投資法人役員会に提出し、承認した後に提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 会計監査人より投資信託及び投資法人に関する法律第130条に規定する監査報告書を受領していること。
- (2) 資産運用報告の作成にあたって、投資信託及び投資法人に関する法律等に対する適法性について、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言及び確認を得ていること。
- (3) 開示に係る業務を委託している資産運用会社に対しては、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社において情報開示に関する基本方針を定めるとともに、本投資法人に係る全ての重要情報は、重要情報の開示の可否についての分析判断及び開示手続を所管する財務・IR部に集約される体制になっていることを確認していること。
- (4) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以 上